

坂田公認会計士事務所通信7月号

お客様各位

平成23年7月1日

先月から気温が上がり、梅雨の多雨と相まって過ごしにくい日が続いております。

皆様方におかれましては、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今月の弊事務所からのご連絡は下記の3点です。

1. 平成23年度税制改正
2. 社会保険定時決定手続
3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

1. 平成23年度税制改正

平成23年度税制改正法案が6月22日に成立しました。これは、震災後の厳しい経済状況及び雇用情勢の対応を優先したものです。

成立した主な内容は、①中小企業の軽減税率などの6月までに期限が切れるつなぎ法案の24年3月31日までの延長、②雇用者の数が増加した場合の雇用促進税制の創設、③消費税について、課税売上高が5億円を超える場合の課税仕入割合の計算方法の変更などです。私見ですが、雇用促進税制はかなり要件が厳しく、むしろ、助成金を受給する方が会社には負担が少ないでしょう。

ご注意頂きたいのは、昨年末に改正案として出された内容のうち、抜本的改正とされていた法人税率の引き下げや相続税の非課税枠の縮小、贈与税の緩和措置は含まれていません。

これらは、今後も引き続き審議されますので、その動向をご報告していきます。

2. 社会保険定時決定手続

今年も社会保険の定時決定の時期がやって来ました。

定時決定の算定届出書は7月1日から11日までに提出する必要がありますので、給与計算担当の方は年末調整の次に忙しい時期ですね。

さて、今年度の定時決定においては重要な改正があります。

それは、通常の前年7月からの定時決定の対象期間である4～6月の3カ月に支給した給料の平均額が、前年7月から当年6月までに支給した給料の平均額(年間平均額とします)よりも2等級以上の差が生じた場合に、年間平均額を標準報酬額とすることが認められるのです。

つまり、4月から6月が繁忙期で残業代が非常に多い方の標準報酬額が、従来基準よりも低く抑えられることになるのです。

もちろん、手続上、保険者算定のための給料計算資料の添付などの事務処理は増えますが、社会保険料が抑えられることは朗報です。

3. シリーズ事業計画～銀行との上手なつきあい方

銀行からの高く評価されるための具体的な着眼点として5項目があることを先月号で紹介しました。その中で、今回は①「中小企業と大企業は異なる扱い」を説明します。

中小企業は大企業と比べて資本金が少なく、借入期間の短い借入金に依存することから、赤字になり易く、赤字幅が大きいと債務超過にもなりかねません。

坂田公認会計士事務所通信7月号

そのため、会社から業績に関する説明資料を銀行に提示して、銀行が納得するよう働きかける必要があります。月次での管理や、業績説明資料を念入りに作成しましょう。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>